

鹿児島中央高等学校 部活動に係る活動方針

「鹿児島県部活動の在り方に関する方針」（平成31年3月県教育委員会）を踏まえ、本校部活動に係る活動方針を以下の通り策定する。

1 基本的な考え方

本校の部活動は、校是である三綱領五条目に基づく教育活動の一環として、「生きる力」を育むために、運動部においては、「生徒がスポーツに親しむことで運動習慣の確立を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を図る」ことを、文化部においては、「生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努める」ことを目的とする。

また、生徒の自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との連携を図り、合理的でかつ効率的・効果的な取組になるよう留意する。

2 活動方針

(1) 活動日について

平日・・・夏期（3月～9月） 19:00下校完了

冬期（10月～2月） 18:30下校完了

なお、冬期のみ大会前は30分の練習時間延長を認める。

休日等・・・午前もしくは午後の3時間程度とすることを原則とする。

長期休業中・・・午前もしくは午後の3時間程度とすることを原則とする。

(2) 休養日等の設定について

休養日の設定については、学校行事や各部の実情を考慮し、計画的に設定する。

原則として週当たり2日以上休養日を設ける。なお、大会前等で休養日を設定できない場合は、休養日の調整を行うことにより、年間を通して週当たり2日以上に相当する休養日を確保する。

(3) 合理的でかつ効率的・効果的な活動推進のための取組について

① 校長及び部顧問は、生徒の心身の健康管理、事故防止、及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

② 部顧問は、生徒の主体性を尊重し、部活動におけるミーティングを定期的に設けるなど、生徒と十分にコミュニケーションを図り、生徒の健全な成長を目指した指導を行う。

③ 部顧問は、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高めたり、生徒の心身に負担を与えたりすることを正しく理解し、トレーニング効果を得るためにも適切な休養を取りながら、できるだけ短時間で効果が得られる指導を行う。